

市民農園整備促進法施行令

内閣は、市民農園整備促進法（平成二年法律第六十四号）第十二条、第七条第一項及び第三項第六号並びに第十二条第一項並びに同法第六條において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二百一十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(讀替規定)

第一条 市民農園整備促進法（以下「法」という。）第六条の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

	第九十九条第一項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで		第一市民農園整備促進法第五条第二項
	第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百三十一条から第三十三条まで、第一百四十五条第一項、第一百七一条及び第一百九十一条		
第一百五十五条第四項	第一百条第二項、第一百零二条第二項及び第百零八条第三項並びに第百十八条第三項	林業・水産省令・国土交通省令	
第一百五十五条	第二百一十二条第一項又は市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項前段		
第十六条第二項	削減する	削減し、市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項の規定により所有者が取得	

すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めた場合には、その失うべき土地について存する同項又は同条第三項に規定する権利は、前項の規定によりその失うべき土地の所有権が移転した時において消滅する	。含む含む。又は市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の第三項	第百十三條 又は若しくはこの法律に基づくこの命令又は市民農園整備促進法律第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の第三項令	第百十三條、土地市民農園整備促進法による第百十四條第改良交換分合 一項、第百十 八條第一項、 第百二十二條 第一項及び第 百二十三條第 一項	(土地改良法施行令の準用) 第二條 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第百九十五号)第七十二條の五の規定は法第六條において準用する土地改良法第九十九條第六項の異議の申出について、同令第七十四條の規定は法第六條において準用する土地改良法第二百一十一條第二項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二條の五及び第七十四條中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。 (市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域) 第三條 法第七條第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一條第六項の規定により施行予定者が定め
---	--	--	---	--

られてゐる都市計画に係る同法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域

四 管理事務所その他の管理施設である建築物
附 則 抄

二 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地（同法第四条第十五項に規定する都市計画事業を施行する土地をい

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二年九月二十日）から施行する。

う。以下この条において同じ。の編入に係る同法第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定による告示があつた同法第四條第六項に規定する都市計画施設（地下に設けられるもの並びに公園及び緑地を除く。）に係る事業地の区域

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

三 都市計画法第十二条第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第七項に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第五号に掲げるものを除く。）の施行区域

附則（平成一三年三月三〇日政令第九
八号）抄
（施行期日）

四 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつた同法第四十七条に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第一号、第五号及び第六号に掲

の一部分を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成十五年二月一七日政令第
五二三号）抄
（施行期日）

けるものを除く。)に係る事業地の区域
五 都市計画法第四条第八項に規定する市街地
開発事業等予定区域(同法第十二条の第二
項第三号に掲げるものを除く。)の区域
六 密集市街地における防災街区の整備の促進

第一條の政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

二百八十一条第一項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第三十三条第二項に規定する防災都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域（市民農園の開設の認定の基準）

附則（平成二十二年二月一日政令第
二八五号）抄
則の適用については、なお従前の例による。
この政令の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

準は、次のとおりとす。

一 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。

二 市民農園の用に供する農地が法第二条第二項第一号に掲げる農地である場合にあつては、前条第四項第三項第六号の政令で定める基準を、

法律（以下「改正法」という。）の施行の日
（平成二十一年十二月十五日）から施行する。
附 則（平成二十七年一月二六日政令第
三九二号）
（施行期日）

は、次に掲げるものとする。

五 条 法第十二条第一項の政令で定める建築物（都市計画法の特例の対象となる建築物）耕作の事業に供されているものでないこと。

(平成二十八年四月一日) から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前

- 一 休憩施設である建築物
- 二 農作業の講習の用に供する建築物
- 三 簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で簡素なものをいう。）である建築物

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月二一日政令第一〇
二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農地中間管理事業の推進に
関する法律等の一部を改正する法律（以下「改
正法」という。）の施行の日（令和元年十一月
一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げ
る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中農地法施行令第三十条第一項の改
正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規
定を除く）、第六条から第八条まで及び第十
条の規定並びに次条から附則第四条までの規
定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の
施行の日（令和二年四月一日）

附 則（令和三年七月一四日政令第二〇
五号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等
の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げ
る規定の施行の日（令和三年七月十五日）から
施行する。